

信号または観賞の用に供するために煙火を消費する場合（①～⑦の重複使用可能）

種類	消費許可を 必要としない数量
①直径6センチメートル以下の球状の打揚煙火	50個以下
②直径6センチメートルを超え直径10センチメートル以下の球状の打揚煙火	15個以下
③直径10センチメートルを超え直径14センチメートル以下の球状の打揚煙火	10個以下
④200個以下の焰管を使用した仕掛煙火	1台
⑤ファイヤークラッカーその他の点火によって爆発音を出す筒物（スモーククラッカーを除く。）であって 火薬1グラム以下、爆薬（爆発音を出すためのものに限る。）0.1グラム以下の煙火 （マッチの側薬又は頭薬との摩擦によって発火するものを除く。）	300個以下
⑥爆竹（点火によって爆発音を出す筒物を連結したものであってその本数が30本以下のものに限る。）であって その1本が火薬1グラム以下、爆薬（爆発音を出すものに限る。）0.1グラム以下の煙火	300個以下
⑦競技用紙雷管	無制限

映画若しくは放送番組の制作、演劇、音楽その他の芸能の公演、スポーツの興行又は博覧会
その他これに類する催しの実施において演出の効果の用に供するために煙火（打揚煙火を除く。）を消費
する場合（①～④を重複して使用できる）

種類	消費許可を 必要としない数量
①その原料をなす火薬若しくは爆薬15グラム以下の煙火	50個以下
②その原料をなす火薬若しくは爆薬15グラムを超え30グラム以下の煙火	30個以下
③その原料をなす火薬若しくは爆薬30グラムを超え50グラム以下の煙火	5個以下
④発煙筒、撮影用証明筒若しくは爆薬（爆発音を出すものに限る。）0.1グラム以下の煙火	無制限